

労働者派遣法第 2 3 条第 5 項に基づく情報提供



give spiral japan

株式会社ギブ・スパイラル・ジャパン

労働者派遣法第 2 3 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

記

- 2026 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 16 人
- 2025 年度 派遣先事業所数（実数） 45 件
- 2025 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 12, 0 0 0 円
（1 日当たりの料金額（8 時間労働として計算））
- 2025 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 18, 0 0 0 円
（1 日当たりの賃金額（8 時間労働として計算））
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
-50.0%
- 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否か （☒有☐無）
 - 協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者
 - 協定の有効期間：2026 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1 人当たりの 平均実施時間
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	40 時間
OA 機器操作訓練	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	4 時間
リーダー研修	3 年目以降の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間
教育訓練	1 年以上の雇用見込みの者	OFF-JT	弊社	無償	有給	10 時間

8 マージン率に含まれる主な経費

- 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労災保険料等の会社負担分
- 取得する年次有給休暇にかかる賃金の充当
- 教育訓練費（情報セキュリティ教育、個人情報保護、新規採用者への訓練費）
- 営業、管理にあたる社員の人件費
- 一般健康診断および生活習慣病健診の受診費
- オフィス内管理システムの維持費や光熱費、通信費等の維持費